

# 未来の母親に、産まれてくる子どもたちも私たち……

妊娠中の生活を安心して過ごすための、大切なお知らせです

総合保健センター母子保健担当・TEL229-4125

## 妊婦健康診査の公費負担が、5回から14回に

妊婦の皆さんが、より安心して妊娠中の生活を送るために、四月一日(水)以降「妊娠届出書」を提出した方は、妊婦健康診査の公費負担回数が五回から十四回に増えます。また、公費で一回負担している超音波検査は、今まで対象が三十五歳以上の妊婦でした。四月一日からは、対象がすべての妊婦に拡大されます。これらにより、基本的な妊婦健康診査の項目について、妊娠中に望ましい回数を公費負担で受けることができます。

三月三十一日(火)以前に母子健康手帳の交付を受け、出産予定日が四月二日(木)以降の方には、受診可能な妊婦健康診査の利用券を郵送します。なお、妊婦健康診査の利用券が使用できない医療機関もあります。詳しくはお尋ねください。

\*市外へ転出すると、市が発行した妊婦健康診査の利用券は使用できません。転出先の市区町村で利用券の交付を受けてください。

## ●妊娠がわかったら、なるべく早く届け出をしましょう

定期的に必要な妊婦健康診査を受け、安心・安全な出産を迎えるために、妊娠がわかったら、なるべく早く届け出をお願いします。届け出は、市民課(本庁舎二階)・出張所・連絡所・本川越駅証明センター・総合保健センターで受け付けています。

また、毎月二十五日発行の広報川越「けんごう」のページでは、妊婦のための講座・教室などのお知らせをしています。この広報の三十一ページをご覧ください



\*四月から課名などが変わります。